

熊本県立図書館利用規則の改正について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

熊本県立図書館利用規則の改正については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

【参考：関係法令条項】

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3) ～ (25) (略)

2 (略)

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則

2 制定の必要性（背景、法令上の根拠等）

こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) こども本の森熊本の設置に伴い、熊本県立図書館利用規則に当該施設の利用に関する規定を設ける。（第1条関係）
- (2) こども本の森熊本の休館日及び開館時間に関する規定を設ける。（第2条、第3条関係）
- (3) こども本の森熊本の設置に伴い、施設及び設備を改修し、視聴覚室は図書館閲覧室内に設置することから、視聴覚室の開館時間は図書館と同様になるため視聴覚室の文言を削除する。（第3条関係）
- (3) 利用者がこども本の森熊本の施設、設備及び資料を滅失又は損傷した場合の損害賠償に関する規定を設ける。（第5条関係）
- (4) その他所要の規定の整理を行う。
- (5) この規則は、令和6年2月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則

熊本県立図書館利用規則（昭和60年熊本県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及びくまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）」を「、くまもと文学・歴史館（以下「文学・歴史館」という。）及びこども本の森熊本（以下「こども本の森」という。）」に改める。

第2条第1項中「及び文学・歴史館（以下「館」という。）」を「、文学・歴史館及びこども本の森（以下これらを「館」という。）」に改める。

第3条第1項中「及び視聴覚室」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「、視聴覚室」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 こども本の森の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

第5条中「及び文学・歴史館資料」を「、文学・歴史館資料及びこども本の森資料」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

熊本県立図書館利用規則(昭和60年熊本県教育委員会規則第17号)新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、熊本県立図書館設置条例(昭和26年熊本県条例第60号)第4条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)及びくまもと文学・歴史館(以下「文学・歴史館」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日等) 第2条 図書館及び文学・歴史館(以下「館」という。)の休館日は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 2 (略)</p> <p>(開館時間) 第3条 図書館(子ども図書室及び視聴覚室を除く。)の開館時間は、午前9時30分から午後7時(土曜日、日曜日及び祝日法による休日)にあっては、午後5時15分)までとする。 2 子ども図書室、視聴覚室及び文学・歴史館の開館時間は、午前9時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>(新設) 3 館長は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(損害賠償) 第5条 自己の責めに帰すべき理由により、施設、設備、資料(図書館資料及び文学・歴史館資料をいう。以下同じ。)を滅失又は損傷した者は、館長の指示に従い、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、熊本県立図書館設置条例(昭和26年熊本県条例第60号)第4条の規定に基づき、熊本県立図書館(以下「図書館」という。)、くまもと文学・歴史館(以下「文学・歴史館」という。)及びこども本の森熊本(以下「こども本の森」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日等) 第2条 図書館、文学・歴史館及びこども本の森(以下これらを「館」という。)の休館日は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 2 (略)</p> <p>(開館時間) 第3条 図書館(子ども図書室を除く。)の開館時間は、午前9時30分から午後7時(土曜日、日曜日及び祝日法による休日)にあっては、午後5時15分)までとする。 2 子ども図書室及び文学・歴史館の開館時間は、午前9時30分から午後5時15分までとする。 3 こども本の森の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。</p> <p>4 館長は、前3項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</p> <p>(損害賠償) 第5条 自己の責めに帰すべき理由により、施設、設備、資料(図書館資料、文学・歴史館資料及びこども本の森資料をいう。以下同じ。)を滅失又は損傷した者は、館長の指示に従い、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。</p>